

牧田議長 様

おはようございます。

早速ですが、昨日の全員協議会における牧田議長の議事運営に関して、一言申し上げます。

牧田議長あなたは、議員発言1人3回を主張し、発言者である私にそれを要求しました。これは、**明らかな条例違反**でした。

会議中、その間違いを指摘したにもかかわらず、『先ほど(?)決めた』と発言し、『《私に対し》従ってください』を繰り返すなど、横暴な議会運営に戸惑ってしまいました。今私は、次回の『全員協議会』(2月18日)における牧田議長の議会運営に不安を持っております。

次回からの『全員協議会』においては、再び、同様の条例違反を犯さぬよう切に願うものです。条例を正しく認識し、まっとうな議事運営に努めて頂きたくお願い申し上げます。

なお、以下、私が牧田議長の議会運営を『条例違反』と指摘する根拠を書いておりますので参考にしてください。

《条例の定め》

安平町議会基本条例第7条の3

「本会議、臨時議会、委員会の質疑は、1人1問に対して3回までの質疑とするが、・・・」とあり、「1人1問に対して3回まで」と限定してあるのは、「本会議、臨時議会、委員会」と限定しており、「全員協議会」は、除かれています。これは、全員協議会設置の目的によるものと私は理解しております。なお、ここでの委員会とは、議員全員と説明員が参加する「決算審査特別委員会」「予算審査特別委員会」を指すものと理解しています。

他方、『安平町議会会議規則第54条』では、

「質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることは出来ない。ただし、議長の許可を得たときは、その限りではない」とあり、ここでは、会議の種類を指定・限定していません。

なお、ここで考えるべきは、二つの「定め」のうち、どちらを上位(優先)とすべきか、という点ですが、私は議会基本条例の方が、議会会議規則よりも上位だと考えます。

その根拠は、

(1) 基本条例第13条「条例の位置づけ」の中で『議会の最高規範』との記述があり、「この条例に違反する条例、規則、規定等を制定してはならない。」とあることです。

つまり、「発言回数3回」と決められない「全員協議会」において、「本会議、臨時議会、委員会」と同様の『3回』を要求するのは、議会基本条例7条3違反になるということです。

因みに、私の知る限りでも、今までの全員協議会では、議員の発言回数に制限はありませんでした。議事録を確認してください。

以上です。

吉岡 政昭

(送付後の追加部分)

(2) 「条例」と「規則」の位置づけ(格の違い)です。

『条例』の制定根拠は、憲法にあり、制定は議会の決議です。

「規則」の制定の根拠は、地方自治法で制定者は町長です。

そして、肝心な点は、規則は、条例に違反することは出来ない。